

平成26年度国民健康保険税について
地方税法施行令の一部改正により限度額と軽減が次のとおりになります
限度額 国保税は基礎賦課，後期高齢支援金分，介護分（40歳以上70歳未満が対象者）のそれぞれを計算し，それを合計 した額です。今回，最高限度額が基礎賦課分を除き改正されました

| 区 分 | 改正前 | 改正後 |
| :---: | :---: | :---: |
| 基硕賦課分 | 51万円 | 51万円 |
| 後期高龄支援金分 | 14万円 | 16万円 |
| 介護分 | 12万円 | 14万円 |

軽減制度 国保税の，平等割りと均等割りについて軽減制度が拡大され

## 改正前

－7割軽減】世帯の所得が33万円以下
【 5 割軽減】世帯の所得が33万円 +24.5 万円 $\times$（被保険者数 - 世帯主
2 割軽減 世世帯の所得が 33 万円 +35 万円 $\times$ 被保険者数
改止後
7 割軽減】世虫の所得が33万円以下
5 割軽減】世帯の所得が 33 万円 +24 ． 5 万円 $\times$ 被保険者数
【 2 割軽減】世帯の所得が 33 万円 +45 万円 $\times$ 被保険者数
※平成26年1月1日時点で，満65歳以上（昭和24年1月1日以前生まれ）の年金所得のある方については，上記基準に最大で15万円上乗せされます。


## 










|  |  |  |
| :---: | :---: | :---: |



